

○国土交通省告示第五十七号

建設業法施行令(昭和三十一年政令二百七十三号)第二十八条第一号の規定に基づき、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十六条の四第一項に規定する技術上の管理及び指導監督であつて監理技術者がその職務として行うべきものに係る基礎的な知識及び能力を有すると認められる者として、建設工事の種類に応じ国土交通大臣が定める要件を次のように定める。

令和二年九月三十日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

建設業法施行令第二十八条第一号の建設業法第二十六条の四第一項に規定する技術上の管理及び指導監督であつて監理技術者がその職務として行うべきものに係る基礎的な知識及び能力を有すると認められる者として、建設工事の種類に応じ国土交通大臣が定める要件を定める告示建設業法施行令(昭和三十一年政令二百七十三号)第二十八条第一号の建設業法第二十六条の四第一項に規定する技術上の管理及び指導監督であつて監理技術者がその職務として行うべきものに係る基礎的な知識及び能力を有すると認められる者として、建設工事の種類に応じ国土交通大臣が定める要件は、次のとおりとする。

一 次の表の上欄に掲げる建設工事の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件を満たしていること

土木一式工事 舗装工事	一級の第一次検定のうち検定種目を建設機械施工管理又は土木施工管理とするものに合格していること
建築一式工事 大工工事 左官工事 屋根工事 タイル・れんが・ブロック工事 鉄筋工事 板金工事 ガラス工事 防水工事 内装仕上工事 熱絶縁工事 建具工事	一級の第一次検定のうち検定種目を建築施工管理とするものに合格していること
石工事 鋼構造物工事 塗装工事 解体工事	一級の第一次検定のうち検定種目を土木施工管理又は建築施工管理とするものに合格していること

二 建設業法第十五条第二号イ、ロ又はハに該当する者

附 則

この告示は、令和二年十月一日から施行する。ただし、第一号の規定は、令和三年四月一日から施行する。

電気工事	一級の第一次検定のうち検定種目を電気工事施工管理とするものに合格していること
管工事	一級の第一次検定のうち検定種目を管工事施工管理とするものに合格していること
しゅんせつ工事 水道施設工事 電気通信工事	一級の第一次検定のうち検定種目を土木工事施工管理とするものに合格していること
造園工事	一級の第一次検定のうち検定種目を造園施工管理とするものに合格していること